

『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育に関する考察（一）

A Study on Teaching of the Prohibition against Moonshine on *Zinzyo Shogaku Tokuhon* (1)

安 直哉¹

YASU Naoya¹

[キーワード Keyword]

『尋常小学読本』, 酒類密造矯正教育, 仙台税務監督局

[所 属 Institution]

¹岐阜大学教育学部 (Faculty of Education, Gifu University)

[要 旨 Abstract]

国語科教育の理論がまだ充分に成熟していなかった大正時代前期に起きた、偏倚的な事象を本研究では扱う。仙台税務監督局は1916（大正5）年に『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』という冊子を（福島県を除く）東北各県内の酒類密造激甚地の小学校に配布した。同書では、国定第二期国語教科書（『尋常小学読本』）の少なからぬ課について、「酒類密造矯正」という観点から文意を捻出して指導するように書かれていた。

本研究では、『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』等で取り上げられた課を、その内容から〈行事〉〈教養〉〈養生〉〈精神〉〈社会〉に分類した。本稿ではそのうちの〈行事〉教材と、〈教養〉教材の前半を取り上げて考察した。

文意をことごとく「酒類密造矯正」にこじつけて指導する『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』は、国語科教材の多様性を矮小化し、国語科教材が内包する解釈の自由闊達さを根こそぎ枯らしてしまうものであった。

1 はじめに

筆者は2020（令和2）年1月に東京・神田の、とある古書店で、仙台税務監督局著『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』（1916年）という図書を見つけた。「小学校教授細目」という言葉と「酒類密造矯正」という言葉との組み合わせに著しい違和感を覚えた。早速同書を購入して調査を始めた。

理論的枠組みを整理する。大正時代前期の国語科は、全国一律に国定国語教科書が使用されていた。よって掲載されている教材は全国同一である。しかし、その教材の解釈においては、ある程度の幅が許されていた。しかし、それとて教材の主旨を逸脱しないという常識の範囲内での話である。

ところが、国語科教育の理論がまだ充分に成熟していない大正時代前期に、「酒類密造矯正」という極めて特異で偏った方針のもと、多くの国定国語教科書教材について常識を逸脱した教材解釈が、公権力の指導のもとで強引に為され、実践に移された。こうした歴史的事実の研究を通して、国語科教材研究の自律性を再認識する視点を得ることを本研究の目標とする。

酒類密造の沿革を略述する。1899（明治32）年に自

家用酒の製造が法律で禁止された。しかし農家などでは、従来から自家用酒を醸造しており、法律で禁止されても一朝一夕に止めることはなかった。この年から自家用酒は密造酒に変貌したのである。特に東北地方では少なからぬ農家が密造酒を造り続けた。ここに、隠れて酒類を密造する農民（庶民）と、それを取り締まる税務署当局との激しい攻防が繰り広げられることになった。

その背景には酒税の問題があった。「明治三二年、酒税が国税収入中で地租に代わって初めてトップとなり、三二年から三六年、四二年から大正六年の各年度とも国税収入で最高位を占めることになります。」⁽¹⁾現在では想像もつかないことがあるが、明治末期から大正前期においては、国税収入の中で、酒税が常に上位を占めていたのである。

税収増加のため密造酒の取り締まりに奔走していた税務当局は、学校教育に目を付ける。国定教科書の教材を使って、酒類密造矯正教育を計画・実行したのである。（福島県を除く）東北各県内の酒類密造激甚地の小学校に、『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』（仙台税務監督局著、1916年）が配布され、主に

修身科と国語科の教材を基に酒類密造矯正教育が施された。その実践成果は、『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』（仙台税務監督局著、1919年）と言う冊子にまとめられた。

本研究では研究対象を国語科に絞る。上述書では尋常科用として国定第二期国語教科書（『尋常小学読本』通称、ハタタコ読本）の教材が取り上げられ、その文意に酒類密造罪悪感を強引なまでに付与する、といった教授細目が立案・実行されている（高等科用（『高等小学読本』）でも同様の牽強付会な教授細目が掲載されている）。

仙台税務監督局著（1916）『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』および仙台税務監督局著（1919）『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』で実例として挙げられている教材について、本研究では、その内容から〈行事〉〈教養〉〈養生〉〈精神〉〈社会〉に分類する。紙幅の関係上、本稿では〈行事〉教材と、〈教養〉教材の前半を取り上げて考察していく。

2 〈行事〉教材による酒類密造矯正教育

2-1 卷1第32～33葉「タノクサトリ」

「アチラデモ コチラデモ タノクサヲ トツテキマス。ドコデモ オモシロイ ウタヲ ウタツテキマス。」⁽²⁾が本教材の全文である。夏の田園の作業行事を描いたものである。

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」では「本課により農業思想の端緒を得しめんことを期すべし。」⁽³⁾とされている。農業に関心を持たせる入門教材になっている。また、佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では「教材解説」として次のように述べている。

田草取は稻の植付後、其生長に応じて、十日乃至十五日毎に其周囲の雑草をぬきとりて之を土の中に埋めこむのである。其第一回のを一番草取、次を二番草取、三番草取といふのである。／青波漲る万項の田の中に、男女の入れ交つて節面白き歌を謳ひながら、今日はこの田あすはあの田と、田草採る様は、又なく楽しげに見ゆる。⁽⁴⁾

大人数で協力して歌を歌いながら田の草取りをする様は、楽しげだということを児童に感じせしめるのが本課の主意であるといえよう。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」として、「一、濁酒を造らぬこと／二、猥に酒を飲みて仕事を怠らぬこと」⁽⁵⁾と掲

げられている。多人数での共同作業が一段落した際の休憩時間には、密造酒が振舞われることがあったであろう。それを諫める教授事項となっている。

2-2 卷2第12課「シンネン」

どこの家も門松を立て、国旗を掲げている。今朝はカラスやスズメの鳴き声も嬉しそうに聞こえる。男の子も女の子もおもしろそうに遊んでいる。あちらこちらで「新年おめでとう」と挨拶をしている。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」では、「一、本課は全文を一貫するに「うれしさう」と云感想を以てせり。」⁽⁶⁾と書かれている。

新年を迎えた「うれしさ」（喜び）で一貫している本文だというのである。児童には新年を迎えることに、うれしさを感じてもらうことが主眼となる。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

- 一、御祝と称して猥りに酒を飲まぬこと
- 二、新年に際し濁酒を密造するものあり⁽⁷⁾

宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目の本課に「編入したる事項」では、次のように書かれている。

芽出度新年に濁酒を密造し罰金を取らるるか如きことをせざること⁽⁸⁾

新年は仕事も休みになるために、時間の余裕ができる。その時間的余裕を以て濁酒を密造する庶民が少なくなかったものと思われる。上記の二つの教授例では、酒類密造の機会に釘を指す指導となっている。

2-3 卷3第11課「タウエ」

雨が降り続いて田に水が溜まると田植えが始まる。馬で田を搔き均す人もいれば、苗を用意している人もいる。苗を植えている女は声をそろえて歌っている。植えられた苗はもうじき伸びて田は青い畠を敷いたようになるだろう。（以上、本課の要約。）

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」を次のように指摘する。

農家の最も繁忙をきはむる田植の光景を書いた叙事文である。内容方面に於ては田植によつて農業に関する知識を与ふること、および農事に関する興味を喚起すること⁽⁹⁾

農業への興味と関心を喚起することが本課の主眼と

なっている。農家の小学生にとっては身近でありつとも大切な行事の学習となっている。

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」では、次のように書かれている。

一、本課は先づ苗代の観察及び田植の状況を観察せしめ次で教授に入るを可とす。

一、本課は事実を現在法によりて記述せるが故に先づ挿画を観察せしめて後教授を進むるの方法を探るべし。⁽¹⁰⁾

本課の主眼は田植えの様子の観察だというのである。田植えは農家にとって最も大切な仕事である。その手順等を学ばせることが肝要だとしている。実用主義的指導内容を重視した教授觀になっている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、飲酒は時間と金銭を浪費し仕事の妨となる
二、田植の季節には濁酒を密造するものあり慎むべきこと⁽¹¹⁾

岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目も、本課の「教授事項」としてこれとほぼ同一の表現がなされている。以下の通りである。

飲酒は時間と金銭とを浪費し仕事の妨となる
田植の季節に濁酒を密造するものあり慎むべきこと⁽¹²⁾

仙台税務監督局著『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』が作成・配布されたのが1916（大正5）年である。同書に倣って、東北地方の各小学校は教授実践を行った。そうした実践を行った八小学校の教授細目を掲載したのが仙台税務監督局著『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』（1919年）という関係になっている。岩手県胆沢郡真城尋常小学校が記した「教授事項」の文言が、『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』のそれとほぼ同一なのは、同校が『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したものと考えられる。

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目でも、本課の「教授事項」として「一、濁酒密造」⁽¹³⁾が挙げられている。

また、宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目では、本課へ「編入したる事項」として次のように書かれている。

田植、麦刈等の場合には兎角密造して飲酒するものあり注意すべきこと⁽¹⁴⁾

宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目でも、本課へ「編入したる事項」として「濁酒密造は多飲の基」⁽¹⁵⁾と書かれている。

岩手県紫波郡佐比内尋常高等小学校の教授細目でも、本課の「附帯教授事項」として「田植季節には濁酒を密造するものあり慎むべきこと」⁽¹⁶⁾と書かれている。

以上、各小学校教授細目の記載から、田植えの季節に濁酒密造が集中していたことが観える。小学生の児童には、大人が濁酒密造をすることを止めさせる発言力はない。しかし、田植えの季節などに大人が濁酒密造をしている様子を垣間見ることはあったであろう。それが良くない行為であるという感覚を身に付けさせるには絶好の教育機会であると判断されたものと思われる。

2-4 卷5第22課「マツリ」

大きなのぼりが立ててある。太鼓の音が森の中から聞こえてくる。道の両側には沢山の出店が並んでいる。子供は普段より美しい着物を着て遊んでいる。オチヨとオハナは姉に連れられてお宮に参詣した。大きな鳥居と小さな鳥居をくぐるとお宮がある。お宮の正面に大きな鈴が下がっている。皆かわるがわる鈴を鳴らす。オチヨもオハナも鈴を鳴らして踊んだ。お宮には絵馬が沢山掛けてある。お宮の裏では相撲が始まっている。また見世物小屋で客を呼ぶ声や、笛・太鼓で囃し立てる音やらで賑やかである。晩になると花火が上がると言う話である。（以上、本課の要約。）

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」を次のように叙している。

本課は賑かなる祭礼を写した文であるが、これによつて祭礼の光景を想見せしめ、敬神の念を養ひ参詣した時の心得を授くる⁽¹⁷⁾

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」では、次のように書かれている。

一、氏神祭にちなみて当市の氏神の由来を附説し且敬神の念を喚起^(ママ)べし。⁽¹⁸⁾

両小学校の教授細目とともに、祭りの賑わいを味読しながらも、氏神への「敬神の念」の喚起を主目標にしている。「敬神の念」そのものは本文に記述されていない。祭りの賑わいから、どのようにして「敬神の念」の喚起へと導くかについては教師の補足説明が必要であろう。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれてい

る。

一、祭礼に際し濁酒を密造するものあり 是れ神意に反し不敬是より大なるはなきこと

二、祭礼に際し猥りに酒を飲み不敬の挙動あるべからざること⁽¹⁹⁾

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目でも、本課に関する「教授事項」として次のように書かれている。

祭礼に際し濁酒を密造するは神意に反し不敬之より大なるはなきこと

祭礼に際し酒を飲み不敬の挙動あるへからざること⁽²⁰⁾

酒類密造は「神意に反」しており「不敬」であるという。神意は大日本帝国憲法以下の諸法律に表れている。そうした法律において酒類密造が禁止されているのであるから、酒類密造は神意に反しているという論理である。また祭りの賑やかさに乗じて泥酔して羽目を外すことも「不敬の挙動」であるとされる。

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の本課の「教育資料」では、「（1）神ニ御酒ヲ献ズルコト／（2）人ハ酒ヲノミテ乱ニ至ラヌヤウ慎ムベキコト」⁽²¹⁾と書かれている。酒類密造には言及されておらず、酒乱の弊害の方を説いている。

岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の本課における「教授事項」としては、「一、飲酒ノ弊／1、喧嘩」⁽²²⁾と書かれている。祭りでは酒を飲み過ぎて喧嘩をする輩もいる。それを戒めている。ただ、小学3年生に祭りの喧嘩を慎むよう教えても、自分のこととして受けとめることはないであろう。

宮城県本吉郡密造激甚地小学校では、本課へ「編入したる事項」として「祭日に神前に供へ又親族等に饗応せんとして密造すか如きは神に対し不敬なること」⁽²³⁾と記されている。密造酒を神前に供えることは神に対して不敬であるとの考え方を教えようとしている。

宮城県栗原郡築館尋常高等小学校では、本課へ「編入したる事項」として「祭礼の際密造するものあり注意すること」⁽²⁴⁾と記されている。五穀豊穣の祭りにあたって、その年の収穫物を用いて密造酒の仕込みをする。それを禁止しようという意図であろうか。

秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校では、本課へ「編入したる事項」として「祭礼の際に猥りに酒を飲まざること」⁽²⁵⁾と記されている。祭りという非日常においては、つい羽目を外して酒を飲み過ぎる。それを諫めている。

本課はもともと祭りの賑わいを描写した写生文である。しかし指導の際は「敬神の念」に至るまで学習を深めるよう求められていることが分かった。それに加えて、酒類密造矯正教育を実施する小学校においては、「敬神の念」を喚起する祭りにおいて、密造酒を仕込んだり飲んだりすることは不敬このうえないという説法を展開する。小学3年生にとって、祭りは純粋に楽しい年中行事である。しかし、指導内容はこの純粋な楽しさからどんどん遠ざかっていく。教訓的教材研究の隘路に陥っていくのであった。

2－5 卷6第5課「取入れ」

どこの田でも稻が成熟して、重そうに穂を垂れてい る。今日は天気もよいので人が大勢出て稻を刈っている。刈った稻はよく乾かす。乾くと稻こきでこいでもみを取る。そのもみを又日によく乾かす。磨り臼で磨ってもみ殻を除くと、米になる。米を俵に入れて積み重ねる。それを眺めた時には、田植えから今までの苦労も忘れてしまう。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」では次のように記されている。

一、郊外教授を為し実地につきて取入れの状況を知らしむべし。

一、美的文章と異なりて取入れの順序を分解的に秩序正しく精密に理解せしむべし。⁽²⁶⁾

取り入れの順序を示した説明文であることを踏まえ、その工程・順序を知ることを第一の主眼にしている。また、農業地域に出向いて、取り入れの状況を実地に観察することも推奨している。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、取入れの際に濁酒を密造するものあり注意すべきこと

二、濁酒を密造すれば良心に恥ち常に不安なること

三、罰金の為に一年中の辛棒は水泡に帰することあること⁽²⁷⁾

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目でも同様の事項が以下のように書かれている。

取入れの際に濁酒を密造するものあり注意すべし
罰金の為に一年中の辛抱を水泡に帰するものあり

(28)

稻の取り入れに伴って、密造酒の醸造を始める者が多かったと観える。その機に釘を刺すことを主眼としている。酒類密造の違法性を良心に訴え、さらに摘發されれば多額の罰金を払わなければならぬと教え込む。小学生に酒類密造矯正を教育するには最適な機会であった。

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校では本課に対する「教育資料」として「酒ノ為メニ穀物ノ減ルコト」⁽²⁹⁾と記されている。収穫した穀物の一部を密造酒醸造のために使用するのであるから、残った穀物は減る。その不合理性を指摘している。

宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目では、本課へ「編入したる事項」として、「農事多忙の際には兎角濁酒密造するものあり注意すべきこと」⁽³⁰⁾と記されている。取り入れで多忙なときこそ濁酒密造をしてしまうと言う。多忙を覚悟のうえで取り入れと濁酒密造を一まとめの仕事としてこなしてしまおうという心理を突いているのかもしれない。

2－6 卷6第22課「むね上げ」

棟の上に紙のぬさを立てて、弓矢や扇車も飾ってある。ぬさの前にはお神酒や食べ物が供えられてある。周囲には老若男女が大勢集まっている。間もなく棟の上から餅が投げられると、皆が争ってそれを拾う。これがすむと、むしろを敷いてお祝いの酒盛りが始まる。木やりの歌を歌い出す。歌がすむと手打ちをする。(以上、本課の要約。)

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授要項」として、「むね上げ祝の有様」⁽³¹⁾と「家の組立」⁽³²⁾の二点を挙げている。特に後者に力点が置かれているようで「教授上の注意」では「一、家の標本を示すべし。／一、郊外教授によりても其の組立を説明すべし。」⁽³³⁾というように、家の組み立て過程に注目させている。

一方、島田民治は「工業材料にて我国特有のもの、氣やり歌勇しく棟上けする模様を叙す。」⁽³⁴⁾と、棟上げ式の様子を読み取ることに重点を置いている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、家の普請等の為に濁酒を密造するものあり戒むべきこと

二、如何に栄華を極むるも国法を犯すか如き不心

得のものは忽ち零落するものなること⁽³⁵⁾

『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目でも、本課の「教授事項」に次のように記されている。

家の普請等の場合濁酒を密造するものあり戒むべきこと 如何に栄華を極むるも国法を犯すか如き 不心得のものは忽ち零落するものなること⁽³⁶⁾

家を建てるというのは一生の一大事業である。その棟上げ式において、国法を犯して醸造した密造酒をふるまうとは不届き千万であり、そのような不心得者は、たちまち零落するという教えとなっている。また、家の普請の際、濁酒を密造しやすいスペースを確保する可能性についても警告を発している。密造酒に不法であり不純なものであるというレッテルを貼る。こうした意識を児童に刷り込もうとしている。

宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目では、本課へ「編入したる事項」として、「家の普請等に密造するものあり注意すること」⁽³⁷⁾と記されている。岩手県紫波郡佐比内尋常高等小学校の教授細目でも、本課の「附帯教授事項」として「家の普請などのとき濁酒を密造するものあり慎むべきこと」⁽³⁸⁾と記されている。棟上げ式には酒が振舞われるわけであるが、そのなかには少なからず密造酒が含まれていたことが想像できる。

3 〈教養〉教材による酒類密造矯正教育（前半）

3－1 卷1第46～47葉「火事」

「カネガナル。ヒケシガトンディク。ポンプヲヒイテハシリ。ハシゴヲカツイディソグ。イソゲ、イソゲ。」⁽³⁹⁾が本課の全文である。

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課について「本課は韻文の予備として取扱ひ全文急迫の状をあらはせることに注意せしむべし。／絵画につき火事装束及消火用具等の説明を与ふべし。」⁽⁴⁰⁾と書かれている。火事の緊急なることを知らしめることが主眼と言える。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、濁酒を密造して火事を出すことあり

二、濁酒を密造して火事を出せは二重に処罰せらる⁽⁴¹⁾

密造酒を造る途中の米を蒸す工程では蒸籠に火を使

う。人に隠れて火作業をすることは往々として失火の原因となる。これら一連の因果を咎めている。

3-2 卷2第4課「オハナトオキク」

オハナとオキクの二人がまま事をしている。オキクが客役。オハナが主人役である。オハナはオキクを座敷に通して、お茶とお菓子を出した。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」には次のように書かれている。

一、本課は児童の最も普通に使用する対話の形式を授け語彙を豊富ならしむるを目的とするものなれば作法と連関せしめ充分言語の習熟に力を用ふべし。⁽⁴²⁾

まま事遊びを通して、対話に必要な語彙を豊富にすること、また作法と連動して語彙を習熟すること等が主眼とされている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、来客ある毎に酒を出すは悪しき習慣なること
二、客を招く為めに酒を密造するか如きことあるべからず⁽⁴³⁾

まま事ではお茶を出しているが、実際の大人の来客には酒を出す習慣があったのであろう。軽々に酒を出す習慣自体を改めさせようとしている。その酒が密造酒とあらば更に怪しからん風習だと断じている。

3-3 卷2第7課「イヌノヨクバリ」

犬が魚をくわえて橋の上にいた。下を見ると魚をくわえた犬が水面にうつっている。その魚も欲しくなって、橋のうえから「ワン」と吠えた。するとくわえていた魚が水の中に落ちてしまった。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」には次のように書かれている。

一、本課は伊蘇晋の「影を捉へて实物を失ふ」の寓意を含めり、教授者は特に此点に留意せんことを要す。⁽⁴⁴⁾

欲張りをするなという寓意が教授されることになろう。

これに対して宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目では本課へ「編入したる事項」として、「欲張りして却て罰金の損と名誉を傷くること」⁽⁴⁵⁾と記され

ている。欲を出して酒類密造すると、それが発覚して罰金が科され、名誉を失うことになると注意している。この寓話から、酒類密造へと寓意を拡大させるのにはかなり無理がある。牽強付会な一例と言えよう。

3-4 卷2第15課「オカアサン」

赤ん坊の時に抱いて母乳を与えてくれたのは誰か。懐の中に抱いて子守歌を歌ってくれたのは誰か。ご飯を食べさせてくれたのは誰か。体をこわした時に薬をくれたのは誰か。衣類を与えてくれたのは誰か。それはお母さんである。私もお母さん大事にする。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目には本課について次のように書かれている。

本課は母の愛を具体的に会得せしめんとの用意に出で全文設疑法によって構成せる所に児童の感興をひくこと頗る大なるべし、教授者は特に此点に留意を要す。

本課は教授すると共に答の部分を児童の心中に描かしめ趣味の喚起に努むべし。⁽⁴⁶⁾

母親の献身を顧みて、母親への感謝の念を喚起するのが本課の主旨といえよう。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、酒を飲んで身体をわるくするは母に心配をかかる基にして不孝なること⁽⁴⁷⁾

深酒は体を悪くする。それは母に心配をかけることになり不孝であるという。当然のことだが、小学1年生の児童にそれを説いても我が身のこととして自覚するのは難しいであろう。

3-5 卷2第17課「天ジンサマ」

ここは天神様の社である。梅の木が沢山植えてある。花が咲き始めている。太い木は枯れたように見えるが蕾が沢山ついている。天神様は菅原道真を祀っている。道真公は梅の花が好きだったので、どこの天神様の社にも梅の木が植えてある。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」には次のように書かれている。

一、本課は特に梅花と菅公とを聯想せしめ其神徳を説かんとの用意に出づ。文も亦説明的の部分と叙事的の部分とを交へ而もよく調和したる所に云ふべからざる趣味を覚ゆ教授者は特に此点に留意

を要す。 ⁽⁴⁸⁾

梅花と道真公とを連想して、菅公の神徳を説くものとなっている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、祭日に際し濁酒を密造するものあり神意に悖り不敬なること ⁽⁴⁹⁾

天神祭りは、菅原道真公の命日にちなんだ縁日で、ある月の25日前後に行われる。祭りに飲むことを一つの目安として濁酒密造をする者がおり、それを諫める教授要項となっている。

3-6 卷2第19~21課「ハナサカヂデイ」

有名な「花咲翁」の話である。

この教材について広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」には次のように書かれている。

一、本童話は慈悲と不慈悲の両人格を描き出し説話の間に自然に人情の相違と因果応報の理とを会得せしめんことを期したるものなれば教授者は特に昔嘗の教育的価値を認め充分其効果を發揮せんことを努むべし。 ⁽⁵⁰⁾

慈悲深い人と無慈悲な人との、因果応報でどのように違った人生になるかを会得させようというのが本課の主旨だという。

これに対して宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目では本課へ「編入したる事項」として、「欲張り翁の如く欲深くして濁酒を密造し罰金を納むるは大なる損なること又人よりも憎まるること」 ⁽⁵¹⁾ と記されている。

濁酒密造は欲深いことであり、ひいては罰金を納めることになり損するものだと説いている。意地悪翁の欲深さと濁酒密造の欲深さは相通じる悪行であるという関連付けがなされている。

3-7 卷4第10課「コクモツ」

夕飯後の団欒の際、三郎が聞く。「もちにする米とごはんの米は違いますか。」父母は「もちにするのはもち米という米です。」と答える。姉のおはるは「うどんやそうめんは何で作るか知っていますか。」と問う。三郎は「麦です」と答える。おはるは、ご飯に炊く麦は大麦で、うどんやそうめんにする麦は小麦であることを三郎に教える。兄の次郎がもちやだんごのあ

んは何で作るか三郎に聞く。三郎は「豆です。」と答える。次郎は、あんにするのはあづきという豆で、こなにするのは大豆という豆であることを教える。（以上、本課の要約。）

この教材について広島高等師範学校附属小学校の教授細目中の本課の「教授上の注意」には次のように書かれている。

一、本課は一家団欒の実況を想察せしむると共に穀物の特性効用を知らしめんことを期せしものなるが故に教授者は教授中各種の実物を用ひて示教し会得せしめんことを期すべし。 ⁽⁵²⁾

「穀物の特性効用を知らしめ」ることが本課の主眼だという。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、濁酒密造の為めに多大なる米を浪費すること
二、濁酒密造の為に罰金を徴せられ一ヶ年の収穫を水泡に帰せしむることあり ⁽⁵³⁾

この『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』を参考にしたと思われる岩手県紫波郡佐比内尋常高等小学校の教授細目における本課の「附帯教授事項」でも、「濁酒密造の為に多大の米を浪費すること」 ⁽⁵⁴⁾ と記されている。同様に秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目における本課へ「編入したる事項」でも「濁酒密造の為に多大の米を浪費すること」 ⁽⁵⁵⁾ と記されている。

同じく『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目における本課の「教授事項」でも、次のようにほぼ同じ文章が掲げられている。

濁酒密造の為めには多大なる米を浪費すること
密造の為に罰金を徴せられ一ヶ年の収穫を水泡に
帰せしむるものあり ⁽⁵⁶⁾

宮城県本吉郡鹿折尋常高等小学校の教授細目中の本課の「教育資料」には「(1) 酒ノタメニ穀物ガ減ルコト」 ⁽⁵⁷⁾ とのみ記されている。宮城県栗原郡築館尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」には「密造の為め米を浪費すること」 ⁽⁵⁸⁾ と記されている。

もともと本課では穀物の種類と効用を幅広く説いていた。しかし、これらの教授細目では、米を密造酒に使うことが浪費であり、罰金のために一年間の収穫も水泡に帰する点に限定している。文意をかなり取り違

えている傾向が見られる。

3-8 卷7第9課「蠶」

蠶を飼って絹糸を取り、絹糸を織って絹織物にするまでには、大そうな手間がかかる。卵からかえったばかりの蠶はアリ程の大きさである。しかし一ヶ月ほどで小指ほどの大きさになる。餌は桑の葉だ。蠶が桑の葉を食うのはおよそ25日から40日の間だ。その間に1日か2日ずつ眠ることが4度ある。眠るたびに皮を脱ぎ変える。このとき「まぶし」という足場に移してやると、口から美しい糸を出して体を包む。二三日で繭になる。繭のなかの蠶はさなぎとなる。蠶が繭をつくって20日あまりたつと、さなぎが蝶のような形になって、繭を破って出てくる。これを蠶の蛾という。繭を煮て糸を取る。蠶を飼うのは春と夏と秋の三度である。わが国は昔から養蠶の盛んな国で、生糸は輸出品の第一である。（以上、本課の要約。）

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では、本課の「目的」として「理科的知識と実業思想とを与へ且つ生糸が重要輸出品の一なることを知らしめて国家的思想の一端を付与するのが主眼である。」⁽⁵⁹⁾と述べている。生糸が重要な輸出品であることを知り、養蚕への理解を深めることを目標としている。

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の本課における「教授上の注意」には、「一、養蠶業を順序正しく詳細に説明したる点に注意し一段落毎に要点を表記して内容を明にすることを努むべし。」⁽⁶⁰⁾と書かれている。養蚕の工程を書いた説明文であり、その説明を明確に理解することを求めている。

これに対して宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目では本課へ「編入したる事項」として、「養蠶期に密造し多大の罰金を科せらるるものあり注意すべきこと」⁽⁶¹⁾と書かれている。養蚕と酒類密造はどちらも家内業であり、並業しやすい。そこで養蚕を説明する本課において、付隨して仕込まれやすい酒類密造の禁止を訴えているのである。

3-9 卷8第13課「火事」

鐘がなる。火事だ。あまり遠くはない。火のこが花火のように散っている。弓張を持った人々が飛んで行く。火の勢いがいっそう強くなった。火事場で騒ぐ人の声がここまで聞こえてくる。長い晴天続きで乾燥している。さらに激しい風が吹いている。延焼が広がる。叔父さんの家は大丈夫だろうか。だんだん下火になってきた。二時間もあったから、四五十戸も焼けただろ

う。叔父さんの家へ見舞に行った兄の話では、役場は幸いに焼けなかったという。一切の書類や記録類も皆無事であったということだ。

火は生活に欠かせない。汽車や汽船が走るにも火の力をを利用する。これほど有用な火でも一寸間違うと大変なことになる。今回の火事の火元は煙草の吸殻だという。火は実に恐ろしいものだ。火の取り扱いは大切にしなければならない。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の「教授要項」には、「火事の混雜及び其の凄壮なる光景の記述／火の大切なる事及び其の取扱上の注意」⁽⁶²⁾と書かれている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帶教授要項」では、「一、濁酒密造の為に火事を出せし例少からざること」⁽⁶³⁾と記されている。酒類醸造においては、米を蒸す過程で火を使う。密造であるから隠れて作業をすることになる。そうなると往々として火の始末を怠ることになりやすい。こうした点を指摘しているのであろう。密造の失火による火事について問題視することが主眼とされている。

3-10 卷11第17課「時間」

人生七十年とすると六十万時間となる。そのうち寝食・談話・遊戯・病気等のために費やす時間が三分の二を占める。修学・業務に費やす時間は僅かに二十万時間である。身を立てようとも、はたまた無為にして一生を終わるにも、ただこの二十万時間の利用によっている。一寸の光陰も軽んじてはならない。しかし活動するのみにて休養を取らないと心身が疲れてしまう。「よく勉め、又よく遊ぶ。」がよい時間の利用の仕方である。業務に従事する間は熱心にこれを行い、他事に心を奪われるな。また事が過ぎたら後悔するな。

人への訪問も効率的に行え。約束の時間を違えるのは時間の賊である。まさに「時は金なり。」である。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目の「教授要項」には本課について「時間を重んすべきこと」⁽⁶⁴⁾と端的に表現されている。

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では、本課の「目的」として「時間の節約、利用法を知らせ時間を守るの美德を養ふのが主眼」⁽⁶⁵⁾であるとしている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における

本課の「附帯教授要項」では、次のように書かれている。

一、濁酒密造は多大なる時間と金品労力を浪費すること

二、濁酒密造の有無と地方の風教⁽⁶⁶⁾

この『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目にも本課の「教授事項」として次のように書かれている。

密造は多大なる時間と金品労力を浪費すること

濁酒密造の有無と地方の風教⁽⁶⁷⁾

濁酒密造が時間の浪費であること、濁酒密造の風習の有無などが指摘されている。

宮城県加美郡鳴瀬尋常高等小学校の教授細目における本課への「附帯編入事項」として、「時間ノ浪費ト酒、酒ト集会」⁽⁶⁸⁾と書かれている。酒が人生の時間の浪費となっているという意味であろう。岩手県岩手郡沼宮内尋常高等小学校の教授細目の本課の「教授事項」には、「一、飲酒ノ弊／1、不規律／2、違約」⁽⁶⁹⁾と書かれている。飲酒により生活が堕落したり約束を違えたりする弊害を説いている。宮城県本吉郡密造激甚地小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」として、「飲酒は時間と金銭とを乱費するの基なること」⁽⁷⁰⁾と記されている。飲酒の弊害を説くものとなっている。また秋田県鹿角郡長谷川尋常高等小学校の教授細目の本課へ「編入したる事項」としては、「時間の浪費と酒」⁽⁷¹⁾とのみ記されている。飲酒が時間の浪費であるという考え方を教授しようという意図がうかがえる。

3-1-1 卷12第1課「天皇陛下の御製」

教育勅語と戊申詔書は我等が身を修め、世に処する道を示したものである。陛下が折にふれてお詠みになる御製にも、国家を思い臣民を思う大御心が拜察される。（以上、本課の要約。）

広島高等師範学校附属小学校の教授細目では本課の「教授要項」として「御製の和歌を通して明治天皇の御聖徳の一班を知らしむること」⁽⁷²⁾と書かれている。御製の和歌を学び、そこから聖徳の一班を感じせしむるのが本課の目標となっている。

佐賀県師範学校附属小学校研究会の教授細目では本課の「目的」として、「陛下が常に国家・国民を憐み給ふ大御心の深く且厚くましますことを説いて、陛下の御聖徳に感激せしめ、忠君愛國の志操を涵養せんことに極力つとめねばならぬ。」⁽⁷³⁾と書かれている。

御聖の和歌から忠君愛國の思想を涵養することを目標としている。

これに対して『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』中の「学年に配当したる教授細目例」における本課の「附帯教授要項」では、「国を思ふ道に二つはなかりけり軍のには立つも立たぬも／國家の歳入と酒造税、納税の義務／遵法の精神と忠君愛國」⁽⁷⁴⁾と記されている。この『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』の文章を参考に写したと思われる岩手県胆沢郡真城尋常小学校の教授細目では、本課の「教授事項」として、「國家の歳入と酒造税、納税の義務、遵法の精神と忠君愛國」⁽⁷⁵⁾と書かれている。

明治天皇の御製は国と民を思うものであり、そこから直接に酒造税の歳入や納税の義務は読み取れない。かなり論理の飛躍した恣意的な教授事項を作り出しているとの批判は免れないであろう。

4 まとめ

本稿では、『尋常小学読本』を用いた酒類密造矯正教育のうち、内容上〈行事〉・〈教養〉に関する教材を取り上げて概観した。相当強引な解釈、さらに言うと全く本文の意から外れた解釈のもとで酒類密造矯正が強要される教育となっていた。国家にとって第一に大事なのは税収確保であって、国語科教材が内包する解釈の自由闊達さなどは二の次なのである。国語科教育の理論的黎明期における偏倚的事例として記憶されるであろう。

【注】

- (1) 国税庁（1996）『目で見る税務署百年史』財団法人大蔵財務協会、40頁。
- (2) 文部省（1910）『尋常小学読本 卷一』日本書籍（海後宗臣編（1963）『日本教科書大系 近代編 第七卷 国語（四）』講談社、17頁。）
- (3) 広島高等師範学校附属小学校（1913）『各科教授細目』、国語科21頁。
- (4) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編（1910）『尋常小学読本教授要鑑 第一学年用 第二輯』、63—64頁。
- (5) 仙台税務監督局（1916）『酒類密造矯正ニ関スル小学校教授細目例』、3頁。
- (6) 注3に同じ。国語科31頁。
- (7) 注5に同じ。3頁。
- (8) 仙台税務監督局（1919）『小学校各種団体酒類密造矯正施設概況書』、7頁。

- (9) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編 (1910) 『尋常小学読本教授要鑑 第二学年用 第一輯』、29頁。
- (10) 注3に同じ。国語科43頁。
- (11) 注5に同じ。7頁。
- (12) 注8に同じ。31頁。
- (13) 注5に同じ。60頁。
- (14) 注8に同じ。7頁。
- (15) 注8に同じ。23頁。
- (16) 注8に同じ。26頁。
- (17) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編 (1910) 『尋常小学読本教授要鑑 第三学年用 第二輯』、50頁。
- (18) 注3に同じ。国語科73頁。
- (19) 注5に同じ。10頁。
- (20) 注8に同じ。34頁。
- (21) 注5に同じ。41頁。
- (22) 注5に同じ。61頁。
- (23) 注8に同じ。8頁。
- (24) 注8に同じ。23頁。
- (25) 注8に同じ。45頁。
- (26) 注3に同じ。国語科76-77頁。
- (27) 注5に同じ。10-11頁。
- (28) 注8に同じ。34頁。
- (29) 注5に同じ。41頁。
- (30) 注8に同じ。8頁。
- (31) 注3に同じ。国語科84頁。
- (32) 注3に同じ。国語科84頁。
- (33) 注3に同じ。国語科84頁。
- (34) 島田民治 (1910) 『新国定教科書国語科教授要義』
廣文堂書店、309頁。
- (35) 注5に同じ。11頁。
- (36) 注8に同じ。34頁。
- (37) 注8に同じ。23頁。
- (38) 注8に同じ。26頁。
- (39) 注2に同じ。20頁。
- (40) 注3に同じ。国語科24頁。
- (41) 注5に同じ。3頁。
- (42) 注3に同じ。国語科28頁。
- (43) 注5に同じ。3頁。
- (44) 注3に同じ。国語科29頁。
- (45) 注8に同じ。7頁。
- (46) 注3に同じ。国語科33頁。
- (47) 注5に同じ。3頁。
- (48) 注3に同じ。国語科34頁。
- (49) 注5に同じ。3頁。
- (50) 注3に同じ。国語科34-35頁。
- (51) 注8に同じ。7頁。
- (52) 注3に同じ。国語科54頁。
- (53) 注5に同じ。7頁。
- (54) 注8に同じ。26頁。
- (55) 注8に同じ。44頁。
- (56) 注8に同じ。32頁。
- (57) 注5に同じ。40頁。
- (58) 注8に同じ。23頁。
- (59) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編 (1910) 『尋常小学読本教授要鑑 第四学年用 第一輯』、26頁。
- (60) 注3に同じ。国語科90頁。
- (61) 注8に同じ。9頁。
- (62) 注3に同じ。国語科103頁。
- (63) 注5に同じ。14頁。
- (64) 注3に同じ。国語科138頁。
- (65) 佐賀県師範学校附属小学校研究会編 (1910) 『尋常小学読本教授要鑑 第六学年用』、46頁。
- (66) 注5に同じ。20頁。
- (67) 注8に同じ。41頁。
- (68) 注5に同じ。52頁。
- (69) 注5に同じ。62頁。
- (70) 注8に同じ。10頁。
- (71) 注8に同じ。47頁。
- (72) 注3に同じ。国語科142頁。
- (73) 注65に同じ。81頁。
- (74) 注5に同じ。20頁。
- (75) 注8に同じ。41頁。

【参考文献（注に記したものと除く。）】

仙台税務監督局 (1920) 『東北六県酒類密造矯正沿革誌』（谷川健一他編 (1979) 『日本庶民生活史料集成 第二十一卷 村落共同体』三一書房、529—735頁。）

※ 本研究はJSPS科研費21K02489の助成を受けたものである。

(2021年8月30日受理)